

会 議 録

会 議 の 名 称	平成29年度 第2回 新座市立学校通学区域審議会
開 催 日 時	平成29年11月20日(月) 午前・ 午後 10時00分から 午前・ 午後 10時32分まで
開 催 場 所	新座市役所 本庁舎 2階 全員協議会室
出 席 委 員	新座市PTA・保護者会連合会代表 相野 香 新座市PTA・保護者会連合会代表 西村 輝子 新座市PTA・保護者会連合会代表 近藤 なおみ 新座市立小学校校長会会長 入山 尚浩 新座市立中学校校長会会長 田村 和昭 新座市立小学校校長会副会長 藤巻 和司 新座市立小学校校長会副会長 飯塚 隆 新座市立中学校校長会副会長 菅野 潤一 新座市町内会連合会会長 高橋 靖子 新座市町内会連合会副会長 長谷川 栄 新座市町内会連合会副会長 本間 健悦 ふれあい地域連絡協議会代表 吉田 尚次 ふれあい地域連絡協議会代表 山崎 正明 ふれあい地域連絡協議会代表 赤川 治男 学校教育部長 梅田 竜平
事 務 局 職 員	学校教育部副部長兼学務課課長 杉原 浩二 同課副課長 近藤 章宏 同課副課長兼総務係長 金子 一人 同課主任 藤畠 章
会 議 内 容	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 (1) 今後の推計について (2) その他 4 閉会

<p style="text-align: center;">会 議 資 料</p>	<p>資料 資料 1</p>	<p>次第 平成 30 年度在籍児童生徒数（平成 29 年 10 月 1 日現在 見込数） 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第 7 条第 3 号に該当）、公表しない。</p>
	<p>資料 1 - 1</p>	<p>平成 30 年度在籍児童生徒数（平成 29 年 10 月 1 日現在 見込数 小学 2 年生に特例編成を反映させたもの） 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第 7 条第 3 号に該当）、公表しない。</p>
	<p>資料 2</p>	<p>平成 29 年度児童・生徒推計表（平成 29 年 10 月 1 日現在） 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第 7 条第 3 号に該当）、公表しない。</p>
	<p>資料 3</p>	<p>大和田小学校児童数の将来推計値 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第 7 条第 3 号に該当）、公表しない。</p>

	<p>資料 4 第四小学校児童数の将来推計値（指定校変更を見込んだ人数） 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第3号に該当）、公表しない。</p> <p>資料 5 陣屋小学校児童数の将来推計値（指定校変更を見込んだ人数） 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第3号に該当）、公表しない。</p> <p>資料 6 学区図（小学校）</p> <p>資料 7 学区図（中学校）</p> <p>資料 8 開発行為等一覧（平成29年度）</p> <p>資料 平成29年度新座市立学校通学区域審議会委員名簿</p>
--	---

公開・非公開の別	① 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者 0人)
その他の 必要事項	特になし
審議の内容	
<p>1 開会（事務局）</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>事務局より、資料1～5に基づき、(1)今後の推計について説明を行った。</p> <p>事務局 大和田小学校の状況について、第1回の審議会で、来年度の学級数を27学級と見込んだが、今回10月1日現在の調査においても同じく27学級と見込んでいる。また、第四小学校についても前回同様に、来年度の学級数を21学級と見込んでいる。さらに、陣屋小学校についても前回同様に、来年度の学級数を16学級と見込んでいる。一方、今回の調査で、来年度、学校の保有教室数と学級数とを比較し、同数以上となる可能性がある学校が新たに2校出てきた。資料2のとおり、片山小学校と石神小学校である。特に、石神小学校については、保有教室数20に対して、来年度に見込まれる学級数が21となっている。しかし、これは来年度に新しく設置される特別支援学級の2学級によるものである。使用する教室は、1教室を分割する予定であるため実際に教室不足になることはないと考えている。また、資料8については、No.39専用住宅72戸の申請が目立つ。東野小学校及び第二中学校は直ちに教室不足が懸念されることはないが、今後もこのような大規模な開発事業の状況について把握していく必要があると考えている。</p> <p>会長 何か質問あるか。</p> <p>委員 石神小学校については、昨年度から堀ノ内病院の前に戸建住宅の大規模開発をしている。今後の推計をどう見ていくか問題になってくる。</p> <p>委員 既にほとんど完成しているので、来年4月頃には入居が始まるのではないか。</p> <p>会長 事務局は、これらの情報を収集して調査をお願いします。</p> <p>委員 片山小学校について、今後の推計はどうか。</p> <p>事務局 来年度以降、保有教室数を越えずに推移するため、教室不足が生じることはないと考えている。</p> <p>委員 第二中学校の特別支援学級について、資料によると平成30年度以降は1学級のまま推移していくと示されている。この数字は、前年同数を位置づけていると思われるが、現在行っている就学相談の状況から考えると、2学級になると考えた方がよいのではないか。</p>	

会長 今年度から全ての中学校で特別支援学級が設置されているので、より正確な人数を把握できるかもしれない。

委員 新座中学校については、平成32年度から保有教室数を超える推計となっているがどうか。

事務局 中学校については、私立中学校への進学や指定校変更の影響が大きいことから、実際には教室不足が生じることはないと考えている。

会長 私立中学校への進学を考慮しても2学級分の生徒が減るとは考えにくいので、新座中学校については今後の動向を注視する必要があるだろう。

委員 資料によると八石小学校は規模が小さい。先ほどの石神小学区の開発地域の児童は、八石小学校へ通えるようにすることはできないか。

委員 石神小学区を越えて八石小学校の学区を指定することは難しいのではないか。

委員 八石小学区には広い農園や果樹園があるが、将来的にこれらの土地が手放されるようなことがあれば開発行為が行われる可能性がある。そうなる状況も変わってくるだろう。

会長 様々な意見が出た。大和田小学区、第四小学区、陣屋小学区の推計に大きな動きがない一方で、石神小学区など注視すべき学区も出てきた。今後も情報収集に努め動向を把握していきたい。ほかに何かあるか。なければ、(2)その他について事務局から説明願う。

事務局 今年度の審議会については、この第2回をもって終了となるが、来年度の見込みについて、今後大幅な変動等があった場合には臨時に招集させていただきたい。

会長 何か質問あるか。なければ、以上で審議は終了となるので、議事を事務局に戻す。

4 閉会（事務局）